

# 平成16年11月教育委員会定例会会議録

## 報告事項

報 第22号 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について

和田給与課長から、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正に伴い、市町村立学校職員に対する寒冷地手当の支給額を年額14,300円から月額7,360円に、支給日を従来10月31日1回としていたのを11月から3月まで各月の初日年5回に変更するため規則を改正した旨の報告があり、報告のとおり承認した。

## 付議事項

議案第27号 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（案）について

潰滝総務課長から、国の地方財政計画における授業料の額の改正に伴い、高等学校の全日制課程では年額3,600円増の115,200円に、定時制の単位制によらない課程では16単位以上で年額3,600円増の18,000円に、単位制の課程では1単位につき240円増の960円に、通信制の課程では1単位につき20円増の170円に改定したい旨の説明があった。委員からは全日制と定時制の授業料の額の差について質問があり、課長から修学促進のため定時制の額を低く設定しているとの回答があった。委員から今後の課題として、定時制教育の多様化に伴う授業料の在り方について検討してほしいとの要望があり、審議の結果、原案のとおり決定し、議会に上程することとなった。

議案第28号 普通教室に空気調節設備を設けている高等学校の授業料の額の加算に関する告示（案）について

総務課長から、普通教室に空気調節設備を設けている高等学校において、そのランニングコストにあたる額（全日制では3,6

00円、定時制では600円)を授業料に加算し徴収したい旨の説明があった。

委員から大阪府では全日制で5,400円を徴収しているが、本県との違いは何か、また、未納者が多いと聞いているがその理由は何かについて質問があり、課長から額については、本県はランニングコストのみであるため、また、未納者については、大阪府では授業料減免者からの徴収も行っているためと考えられるとの回答があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第29号 和歌山県立図書館管理規則の一部を改正する規則(案)について

議案第30号 和歌山県立図書館分館設置告示の一部を改正する告示(案)について

議案第31号 和歌山県立図書館紀南分館規程の一部を改正する告示(案)について

議案第32号 和歌山県立図書館紀北分館規程を廃止する告示(案)について

一山生涯学習課長から、利用者サービスの充実を図るため、土・日並びに5月5日及び11月3日の開館時間を1時間延長して午後6時にするとともに、年末年始の休館日を12月29日から1月3日までとし、館内整理日を1月4日、2月から12月までは第2木曜日に変更し、年1回10日間実施している図書館資料点検期間を柔軟に設定出来るよう規則を改正したい旨の説明があった。また、紀南分館については、県立情報交流センターBig・Uへの移転に伴い住所と館名を平成17年1月1日から「紀南図書館」に変更し、併せて開館時間及び休館日を、本館と同じ内容に改正し、紀北分館については、周辺市町村に図書館施設が整備され、その役割が終了したと判断されることから平成17年4月1日をもって廃止することとし、それぞれ規程改正及び告示をしたい旨の説明があった。

委員からは、開館時間の延長や紀南図書館開館に伴う職員の勤務体制について質問があり、課長から、今年度から本館の定員1名を紀南に移して対応している。今後については、状況をみて検

討したいとの回答があった。委員からは、紀南図書館の蔵書の充実等について質問があり、課長から現在紀南分館に収蔵出来ない図書を本館で保管しており、それを紀南図書館に戻すことにより充実させる予定であるとの回答があった。

また、委員から図書館資料の点検期間の周知について質問があり、課長から今後も基本的には例年通りの6月に行う予定であり、必要に応じて十分な対応を図ることとしているため、混乱は生じないと考えているとの回答があった。委員から本館の蔵書を借りる場合は、分館を通じて出来るのかとの質問があり、課長から分館を通じて出来るほかに市町村立図書館を通じて借りることもできるようになっており、市町村立図書館で受け取る場合、無料になるとの回答があった。委員から紀南図書館の蔵書検索システムの整備状況について質問があり、課長から紀南図書館開館に向けて整備が図られているとの回答があった。さらに、委員から図書館職員に対する研修の実施状況について質問があり、国の機関が実施している研修等に参加しているとの回答があったほか、委員から図書の充実と図書館の利用促進について工夫するようとの意見があった。

以上のとおり審議を行い、原案どおり決定した。

### 議案第33号 和歌山県教育センター学びの丘設置条例（案）について

板橋県立学校課長から、教育研修センターの県立情報交流センターB i g ・ Uへの移転に伴い、名称を「和歌山県教育センター学びの丘」に変更し、新たにカリキュラムセンター、環境学習センター、中央教科書センター機能の充実を図り、生涯学習機会の提供や教育機関の指導を行うことに伴い、条例を設置したい旨の説明があった。

委員から、様々な機能を充実させたことにより「教育センター」という名称にしたのかとの質問があり、課長からそのとおりであるとの回答があった。田辺市移転により、旅費はどれくらい増額になるのかとの質問があり、総務課長から2000万円程度の増額を見込んでいるとの回答があった。和歌山市立学校の教職員については、この施設での研修は対象外かとの質問があり、県立学校課長から原則は対象外であるが、初任者研修などの悉皆研修については共催する予定であるとの回答があった。また、施設全体の管理面について質問があり、課長から専有部分については、教

育センターが管理することになり、共用部分は、B i g ・ U の管理になるとの回答があった。中央教科書センターには、文部科学省検定済教科書がすべて展示されるのか、また一般市民が自由に閲覧できるのかとの質問があり、課長からそのとおりであるとの回答があった。

以上の審議を行い、原案のとおり決定し、議会に上程するとなった。

議案第 3 4 号 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例  
(案) について

県立学校課長から、来年の 4 月 1 日をもって、串本町と古座町が合併することに伴い、高等学校の住所表示を改正したい旨の説明があり、原案のとおり決定し、議会に上程することとなった。